

附属書三 情報技術製品

千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品であつて、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合（当該産品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合を除く。）に限る。